

万松寺の葬儀プラン生前申込規約

万松寺の葬儀プランお申込みについて、表面受託証(以下受託証という)記載の申込者は、下記規約事項を確認し、本規約にご同意の上で申し込みいただいたものとします。

第1条 (適用範囲)

本規約は、宗教法人万松寺(以下当寺という)が執り行う、受託証記載の葬儀プランに適用されます。

第2条 (申込)

1. 申込者は、申し込みにあたり当寺所定の申込書に必要事項を記入し、宗教費とともに当寺に納入してください。
2. 申込者は、被葬予定者・喪主予定者もしくはそれに代わる方とし、自筆署名をしていただきます。
3. 前項の申込者を変更する場合は、当寺所定の変更届をご提出ください。

第3条 (教義)

葬儀ならびに法要は、原則万松寺の教義に則って執り行います。

第4条 (費用)

1. 申込者には、原則所定の期日までに受託証記載の宗教費・葬儀費用・その他追加費用をお支払いいただきます。
(ア)宗教費：申込時
(イ)葬儀費用・その他追加費用：葬儀施行後1週間以内
2. 宗教費とは、戒名料と枕経・通夜・葬儀・炉前経・初七日～四十九日法要の読経料をいいます。葬儀費用・その他追加費用とは、受託証記載の費用をいいます。
3. 葬儀費用・その他追加費用は、物価変動等の理由により、申込時と費用が著しく不均衡となった場合、適正価格に変更することがあります。
4. 葬儀費用・その他追加費用を葬儀施行前に納入いただいた場合、前項の価格変更による差額ならびに消費税法等の法改正による差額について、葬儀施行後に納入いただきます。

第5条 (申込の取消)

1. 申込者は、葬儀プラン施行前であれば、申込を取消することができます。
2. 申込者の都合による取消の場合、原則既納金から20%の手数料を差し引き、残金を返還します。但し、利息はつきません。

第6条 (その他)

1. 本規約に記載のない事項や記載事項の変更については、都度当寺で協議し規約を改訂します。
2. 前項の改定については、申込者に書面送付またはWebページに公開して通知します。

令和元年9月1日

宗教法人 万松寺